

特別区制度懇談会に関する要綱

平成 22 年 4 月 12 日

公益財団法人特別区協議会理事会決定

(目的)

第 1 条 第二次特別区制度調査会報告の方向を踏まえ、今後の特別区のあり方などを検討するため、公益財団法人特別区協議会定款第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「特別区制度懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置する。

(組織)

第 2 条 懇談会は、学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する委員をもって構成する。

2 前項の理事長が委嘱する委員は、12 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。なお、副座長は 1 名とする。

2 座長は、懇談会を代表し、会議を総理する。

3 副座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときに、その職務を代行する。

(運営)

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(謝礼)

第 6 条 懇談会の委員への謝礼については、特別区制度調査会委員の謝礼に準じて支払う。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、事業部調査研究課が行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、常務理事が別に定める。ただし、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。